

議案第20号関連資料

明石市地方卸売市場業務条例の一部改正について

1 改正の目的

食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するため、卸売市場法が改正されたこと、また、卸売市場法の改正に伴い兵庫県卸売市場条例が廃止されたことにより、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 許可権限等の変更

	現行	改正後
卸売業者の許可	県が許可	市が許可
せり人の届け出	県に届出、市で登録	市に届出・登録

(2) 規制の緩和

取引の自由化

	現行	改正後
第三者販売	原則禁止、行う場合は許可が必要	許可不要
直荷引	原則禁止、行う場合は許可が必要	許可不要
商物一致の原則	卸売市場内にはない商品を卸売する場合は許可が必要	許可不要

第三者販売とは、卸売業者が仲卸業者や売買参加者以外に商品を販売すること

直荷引とは、仲卸業者が市場内卸業者以外から商品を購入すること

商物一致とは、卸売市場内にある商品を販売すること

部類制許可の廃止

	現行	改正後
取扱部類の許可	青果部、水産物部	廃止

(3) 事務手続きの簡略化

取引にかかる許可手続き廃止

取引の自由化に伴い、自由化された取引に係る許可申請手続きを廃止する。

せり人登録の有効期限を廃止

せり人登録の有効期限を廃止し、更新手続きを廃止する。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

令和2年6月21日